

第3報

空調、換気、冷凍・冷蔵設備も対象です！
「生産性向上設備投資促進税制」のご案内

平成26年1月20日～平成29年3月末日までに導入すると・・・

DESICAシステム
温度・湿度個別コントロール空調システム
デシカ

FIVE STAR ZEAS

HEXAGON™
MODULE CHILLER

MEGA・Q
R410A 大型業務用ヒートポンプ給湯システム

中温用インバーター
低温用インバーター
ZEAS
ジラス

GHP X AIR
スタートと稼働時ホートポンプ
GHPエグゼア

法人税または所得税が優遇されます！

上記は対象製品の一例です。対象となる製品は、弊社営業担当者にご確認ください。

1 税制優遇の内容

法人税または所得税について、以下の通り優遇されます。

納入日	平成26年1月20日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日
税制優遇の内容	即時償却 または 税額控除5%	特別償却50% または 税額控除4%

- (注1) 税額控除を選択したときの控除額の上限は、設備を導入した期の法人税額／所得税額の20%です。控除しきれなかった金額を来期に繰り越すことはできません。
- (注2) 同一の製品に対し、グリーン投資減税等、他の税制優遇との重複適用はできません。
- (注3) 平成26年3月31日までに終了した事業年度(決算日が3月31日まで)に対象設備を取得して事業の用に供した場合は、翌年度に税制優遇が適用されます。

2 対象者

青色申告をしている法人様等および個人事業主様

国や地方自治体の補助金を活用した方も対象です！！

- (注4) 貸付設備や中古設備を事業の用に供した方は対象外。
- (注5) リースは所有権移転外リースなどファイナンスリースは対象になり、税額控除のみ適用できます。
- (注6) 補助金を活用した場合、税務上の取得価額は補助金の額を差し引いた価額となります。

3 対象設備

以下3点を全て満たす設備が対象です。

①、②の弊社対象製品は、弊社営業担当者にご確認ください。

①**最新モデルであること**（以下いずれか）

(i) 器具備品は6年以内、建物付属設備は14年以内に販売が開始されたもので最も新しいモデル

(ii) 販売開始年度が、取得等をする年度及びその前年度であるモデル

②**最新モデルの一世代前モデルと比較して「生産性」が年平均1%以上向上していること**

③**取得価額(材工込み)が以下の通りであること**

器具備品：単品120万円以上、もしくは、単品30万円以上かつ合計120万円以上

建物付属設備：単品120万円以上、もしくは、単品60万円以上かつ合計120万円以上

(注7) 器具備品：後付可能で、比較的容易に移設できるもの。空調設備は壁掛、天吊、床置のもの。

建物付属設備：カセット形等、隠蔽して設置されるもの、もしくはダクトや配管で全館空調するもの
どちらに該当するかは、弊社営業担当者にご確認ください。

(日本冷凍空調工業会の指針に基づいて分類しています)

4 ご利用方法

設備が最新モデルであること、生産性が向上していることを証明する証明書を、確定申告書等に添付してください。証明書は、弊社営業担当者にお申し付けください。

5 お問い合わせ先

北海道経済産業局 地域経済課 直通：011-709-1782	近畿経済産業局 地域経済課 直通：06-6966-6065
東北経済産業局 地域経済課 直通：022-221-4876	中国経済産業局 地域経済課 直通：082-224-5684
関東経済産業局 地域経済課 直通：048-600-0254	四国経済産業局 地域経済課 直通：087-811-8513
中部経済産業局 地域振興課 直通：052-951-2716	九州経済産業局 企業支援課 直通：092-482-5435
中部経済産業局北陸支局 地域経済課 直通：076-432-5518	沖縄総合事務局経済産業部 地域経済課 直通：098-866-1730

本資料は平成26年4月1日現在の情報に基づき、一般的な情報を紹介しています。
本制度を活用して設備投資をご検討される際は、制度の適用可否を含めて
所轄の税務署にお問い合わせ頂くか、税理士などの専門家にご相談ください。